

公益社団法人 大阪ハートクラブ 心不全地域ネットワーク部会規程

公益社団法人 大阪ハートクラブ

第1条 公益社団法人大阪ハートクラブ（以下「本法人」という。）運営委員会に心不全地域ネットワーク部会（以下、「部会」という。）を置く。

- 2 部会は心不全症例を大阪地域の病院・診療所・在宅医療も含めた地域包括システムで地域の医師およびメディカルスタッフと共同で支える事業を行い、事業活動の運営・企画について協議し、運営委員会に報告するものとする。

第2条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は運営委員長が推薦し、運営委員会の承認により決定する。

第3条 部会の構成員は5名以上20名以内とし、部会長が推薦し運営委員会の承認により決定する。

第4条 部会に5名以内の幹事を置く。

- 2 幹事は部会構成員より部会長が指名する。
- 3 幹事は部会の庶務を担当する。

補則

- 1 この規程は、2019年2月21日より実施する。